

【質疑への回答】吉島市営住宅跡地売却に係る条件付き一般競争入札

受付年月日	質疑	質疑への回答
令和2年 6月24日（水）	別紙6に条件工事で示されている①の道路（W＝6.5m）について、東側の側溝はどこに設置すれば良いのか。	別紙6の道路条件工事については、別紙13の道路条件断面図（赤字：要整備、黒字：既設利用）①を参考に計画してください。 よって、当該道路の東側側溝は、別紙10の用地実測図で示す赤線で囲った区域の内側で配置してください。
6月24日（水）	別紙6に条件工事で示されている⑤の道路（W＝6.0m）について、北側の側溝はどこに設置すれば良いのか。また、幅員6mを確保するにあたり、北側（民地）の境界を確定する必要はないか。	別紙13の道路条件断面図（赤字：要整備、黒字：既設利用）⑤において、北側の側溝は、条件としていません。北側の現況道路敷を含めて南側の新たな水路（蓋がけ）までで幅員6mを確保してください。よって、民地境界を確定していただく必要はありません。
6月24日（水）	越境物はどの部分なのか。また、何が越境しているのか。	南側の直線の敷地境界で2軒、市営住宅側に一部、庇及びコンクリート舗装等がはみ出している場所があります。
7月13日（月）	市からの通知事項1	跡地区域内のごみ集積場（ごみBOX）2箇所は、撤去処分することとしておりましたが、この2箇所は、隣接地域が使用している集積場であるため、「撤去処分」を「移設又は撤去処分」と読み替えるものとします。撤去処分の可否及び移設が必要な場合の移設場所は、市環境安全課等及び関係近隣住民と協議し、決定してください。なお、新たな分譲地等用のごみ集積場は、別途、必要数を設置してください。
7月13日（月）	市からの通知事項2	本契約締結から3年以内に分譲地の販売を開始することとしておりますが、この期限は、すべての区画等を分譲開始する期限としています。完成したところから、順次、分譲を開始していただくことは、可能です。